

平成28年度に実施する調査

1. 基本精度管理調査(注1)

(1) 廃棄物(ばいじん)試料(溶出試験:重金属類)

項目: 溶出試験による重金属類(鉛、六価クロム、銅、亜鉛)

分析方法: 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号) JIS K 0102(工業排水試験方法)

選択理由: 調査計画(計画期間における実施内容)(注2)に基づき実施する。

固体試料中の重金属類は、参加機関において分析頻度の高い試料・項目である。鉛、六価クロムについては、産業廃棄物に係る判定基準項目であり、基準値が設定されており、多くの項目は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に規定されている。

2. 高等精度管理調査(注)

(1) 模擬水質試料(揮発性有機化合物分析用)

項目: 揮発性有機化合物(ジクロロメタン、トリクロロエチレン、1,4-ジオキサン)

分析方法: 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)

選択理由: 調査計画(計画期間における実施内容)(注2)に基づき実施する。

すべての項目について、水質環境基準項目に設定され、基準値及び測定方法が規定されている。

1,4-ジオキサンについては、近年水質環境基準項目に追加されている。

(2) 底質試料(ダイオキシン類分析用)

項目: ダイオキシン類(注3)

分析方法: 「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省水・大気環境局水環境課)

選択方法: 調査計画(計画期間における実施内容)(注2)に基づき実施する。

「ダイオキシン類・環境基準については、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」に規定されている。

測定方法としては、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」に規定されている。

(注1)「基本精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法等が確立されている測定項目に対する調査、「高等精度管理調査」とは、基準値、公的な分析方法等が確立されていない(又は規定されて間もない)又は高度な分析技術を要する等の測定項目に対する調査である。

具体的には、環境測定分析機関において分析の頻度が高い項目等を中心とした試料を優先的に実施する基本精度管理調査(1試料)、公定法の策定等を目的として試料を選定し実施する高等精度管理調査(1試料)、前年度の調査結果を踏まえた追跡調査を実施する必要がある場合又は緊急に調査を行う必要がある場合等において追加して実施する調査(1試料)としている。

(注2)平成28年度環境測定分析検討会において策定した「今後の環境測定分析統一精度管理調査のあり方について」(平成28年度5月23日)による。

(注3)ダイオキシン類を測定対象とし、次に示すポリクロロジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDDs)及びポリクロロジベンゾフラン(PCDFs)の異性体及び同族体とそれらの総和、ダイオキシン様PCBs(DL-P

CBs、"コプラナーPCBsとも呼ばれる")の異性体及びそれらの総和、毒性当量 (TEQ) を分析する。

- PCDDs及びPCDFsの異性体については、2, 3, 7, 8-位塩素置換異性体 (17異性体) とする。17異性体とは、PCDDs7項目 (2, 3, 7, 8-TeCDD、1, 2, 3, 7, 8-PeCDD、1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD、1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD、1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD、1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD及びOCDD) 及びPCDFs10項目 (2, 3, 7, 8-TeCDF、1, 2, 3, 7, 8-PeCDF、2, 3, 4, 7, 8-PeCDF、1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF、1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF、1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF、2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF、1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF、1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF及びOCDF) である。
- PCDDs及びPCDFsの同族体とそれらの総和については、四塩素化物から八塩素化物の各同族体とそれらの和とする。
- DL-PCBsの異性体については、ノンオルト及びモノオルト異性体 (全体で12異性体) とする。12異性体とは、ノンオルト4項目 (3, 3', 4, 4'-TeCB、3, 4, 4', 5-TeCB、3, 3', 4, 4', 5-PeCB及び3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB) 及びモノオルト8項目 (2', 3, 4, 4', 5-PeCB、2, 3', 4, 4', 5-PeCB、2, 3, 3', 4, 4'-PeCB、2, 3, 4, 4', 5-PeCB、2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB、2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB、2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB及び2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB) である。
- DL-PCBsの異性体の総和については、ノンオルト体、モノオルト体とそれらの和とする。
- TEQについては、PCDDs及びPCDFs、DL-PCBs並びにそれらの和とする。なお、TEQの算出に当たっては、毒性等価係数 (TEF) としてWHO/IPCS (2006年) を用いる。